

議案第27号

つくば市都市公園条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成25年2月22日

つくば市長 市 原 健 一

つくば市都市公園条例の一部を改正する条例

つくば市都市公園条例（昭和63年つくば市条例第122号）の一部を次のように改正する。

目次中「第1章 総則（第1条）」を「第1章 総則（第1条）」
第1章の2 都市公園及び公園施設の設置基準（第1条の2－第1条の5）」
に改める。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、都市公園及び公園施設の設置基準並びに都市公園の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

第1章の次に次の1章を加える。

第1章の2 都市公園及び公園施設の設置基準

（住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準）

第1条の2 市の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積

の標準は、5平方メートル以上とする。

(都市公園の配置及び規模の基準)

第1条の3 次の各号に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、当該各号に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

(1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園 街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。

(2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園 近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。

(3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園 徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。

(4) 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び市の区域を越える広域の利用に供することを目的とする都市公園で休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるもの容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれの設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置

し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の建築面積の基準)

第1条の4 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とする。

(公園施設の建築面積の基準の特例)

第1条の5 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「政令」という。)

第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

2 政令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 政令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 政令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として同項本文又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

第13条第2号及び 第14条の7第1項第2号中「財団法人つくば都市交通センター」を「一般財団法人つくば都市交通センター」に、「社団法人つくば市シルバー人材センター」を「公益社団法人つくば市シルバー人材センター」に改める。

別表第2の2の表中「都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)」を「政令」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。